

別表第1（第5条関係）

簡易公開調達公告

令和4年度東牟婁総合庁舎花壇及び樹木維持管理業務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の2第1項第1号及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成20年制定）第5条の規定に基づき公告する。

令和4年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 簡易公開調達に付する事項

- (1) 事業年度
令和4年度
- (2) 調達業務の名称
令和4年度東牟婁総合庁舎花壇及び樹木維持管理業務
- (3) 調達業務の内容
和歌山県東牟婁総合庁舎についての花壇及び樹木維持管理業務を実施する。
仕様書のとおり
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理』の小分類『2 樹木管理・芝生管理』」であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、簡易公開調達説明書のとおり

- (3) 東牟婁振興局管内に本店を有する者であること。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課
新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号
- (2) 期間
令和4年5月18日（水）から令和4年5月25日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで
- (3) 質問の期間
仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和4年5月18日（水）から令和4年5月23日（月）までの間において、和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。
その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

- (1) 場所
和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課
新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号
- (2) 期間（提出期限）
令和4年5月18日（水）から令和4年5月25日（水）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

- (2) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。
- (3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。
- (4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3)の見積書を入れた封筒を令和4年5月25日（水）午後5時00分までに、和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課へ必着させること。
- (5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

- (1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。
見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課の複数の職員により行うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則第102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該開札事務に関係のない和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

否（但し、契約書に代え請書を徴する。）

9 その他

簡易公開調達及び発注（契約）の事務を担当する部局

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課

(2) 所在地

新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号

郵便番号 647-8551

電話番号 0735-21-9605

ファクシミリ番号 0735-21-9636

簡易公開調達説明書

「令和4年度東牟婁総合庁舎花壇及び樹木維持管理業務」

令和4年度東牟婁総合庁舎花壇及び樹木維持管理業務については、別途の簡易公開調達公告のとおり、「簡易公開調達」により和歌山県が調達する。

当該「簡易公開調達」については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この簡易公開調達説明書によるものとする。

簡易公開調達に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出しなければならない。

なお、当該見積書の提出後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 簡易公開調達公告年月日
令和4年5月18日
- 2 簡易公開調達に付する事項
 - (1) 事業年度
令和4年度
 - (2) 調達業務の名称
令和4年度東牟婁総合庁舎花壇及び樹木維持管理業務
 - (3) 調達業務の内容
和歌山県東牟婁総合庁舎についての花壇及び樹木維持管理業務を実施する。
仕様書のとおり
 - (4) 契約期間
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- 3 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理』の小分類『2 樹木管理・芝生管理』」であること。
 - (3) 東牟婁振興局管内に本店を有する者であること。
 - (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課
新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号
 - (2) 期間
令和4年5月18日（水）から令和4年5月25日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の

休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時30分(最終日にあつては、午後5時00分)まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和4年5月18日(水)から令和4年5月23日(月)までの間において、和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書(様式1:要領別記第1号様式)とする。

イ 質問に対しては、原則として令和4年5月24日(火)までに書面(ファクシミリを含む。)により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、総務県民課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

5 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間(提出期限)

(1) 場所

和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課
新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号

(2) 期間

令和4年5月18日(水)から令和4年5月25日(水)までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分(最終日にあつては、午後5時00分)まで
郵送の場合にあつても、当該期間内(提出期限まで)に必着させること。

6 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、見積者(見積書を提出する者をいう。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

なお、見積者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(2) 簡易公開調達の見積もりは、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

ア 所定の見積書の様式は、見積書(様式2)とする。

イ 見積書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。

ウ 見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者の氏名(商号(屋号)を含む。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名をいう。)を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

エ 見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。

オ 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3)の見積書を入れた封筒を令和4年5月25日(水)午後5時00分までに、和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課へ必着させること。

(5) 簡易公開調達及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 簡易公開調達事務(開札(封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。)の事務を含む。)は、総務県民課の複数の職員により行うものとする。

イ 提出期限後の見積書の提出は認めない。

ウ 見積書の開札は、見積書の提出期限後直ちに、簡易公開調達事務を担当する複数の職員が行い、開札の結果(落札者の決定を含む。)については、簡易公開調達見積結果表を作成して整理するものとする。

エ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期(中断を含む。)し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたとときも、同様とする。

オ その他簡易公開調達の執行については、要領及びこの簡易公開調達説明書に基づき、地域振興部の長が決定する。

7 簡易公開調達が無効に関する事項

簡易公開調達公告に示した簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及びこの簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する見積もりは、無効とする。

- (1) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり
- (2) 所定の提出期限までに提出されなかった見積もり
- (3) 同一事項の簡易公開調達について、見積りが2以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり
- (5) 記名押印を欠いた見積書による見積もり
- (6) 見積金額を訂正した見積書による見積もり
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり
- (8) その他簡易公開調達に関する条件に違反した見積もり

8 落札者の決定に関する事項

- (1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの簡易公開調達説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積りが談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この簡易公開調達の開札は、和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課の複数の職員により行うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則第102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該簡易公開調達事務に関係のない和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

9 契約書の要否

否（但し、契約書に代え請書を徴する。）

10 その他

簡易公開調達及び発注（契約）の事務を担当する部局

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課
- (2) 所在地
新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号
郵便番号 647-8551
電話番号 0735-21-9605
ファクシミリ番号 0735-21-9636

様式1(第4項関係)

要領の別記第1号様式

仕様書等に関する質問申出書

令和 年 月 日

和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課 様

事業年度	令和 4 年度	公告年月日	令和4 年5 月18日
業務の名称	令和4年度東牟婁総合庁舎花壇及び樹木維持管理業務		
質問者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項	1 仕様書について 2 簡易公開調達説明書について		

見 積 書

見積金額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和4年度東牟婁総合庁舎花壇及び樹木維持管理業務に係る見積金

上記のとおり見積もります。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

仕 様 書

- 1 事業年度 令和4年度
- 2 業務名称 令和4年度東牟婁総合庁舎花壇及び樹木維持管理業務
- 3 業務場所 新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号 東牟婁総合庁舎敷地内
- 4 業務期間 契約締結の日 ~ 令和5年3月31日
- 5 業務内容
総合庁舎の花壇及び樹木の剪定および敷地内（駐車場を含む。）の下草取り一式
上記業務期間内に2回行うこととし、実施日については、発注者の担当より指示を行う。
- 6 検 査
各回業務実施の都度、完了届を提出して検査を受けることとし、検査結果が不適當な場合は、受託者の負担において業務をやり直すこととする。
- 7 そ の 他
支払いは、上記検査に合格後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に受けるものとし、業務が完了した後に支払う。